

市政懇談会の開催について

市政懇談会は、各地域で開催し、市民の皆さんの多岐にわたる意見や要望を伺ってきました。

しかし、地域により参加者が少ない、若い世代の参加がないなど、今後の市政懇談会を開催する上で課題となっていました。

このことから、今年度の市政懇談会は、市内で活動する各種団体を対象に開催し、多くの人に参加していただきたいと考えています。

また、従来の市政懇談会も1～2回程度の開催を予定しています。詳細が決定しましたら、広報にてお知らせをします。



市長が須崎市の市政について説明します



昨年の多ノ郷公民館での開催の様子

今後とも、市民の皆さんと協働によるまちづくりを推進し、「持続可能な須崎づくり」につなげていきたいと考えています。市政懇談会への参加をよろしくお願いいたします。

企画政策課 秘書係

042・5691

身元調査とは

身元調査には、結婚や就職の際に行う調査、商行為上の相手方の信用調査、消費貸借における借主の資力調査などがあります。特に結婚や就職に関する身元調査は差別意識や偏見に基づいて行われるものです。結婚や就職に際し、本人の知らないところで、経歴、思想、信条や家柄、家庭環境、資産などを、いわゆる「聞き合わせ」や、興信所などの民間調査機関による身元調査は、重大な人権侵害であり、差別行為になります。身元調査を依頼したり、引き受けたりすることは、決して許されるものではありません。

注意しなければならないのは、差別意識や偏見がなくても、調査する側の巧みな言葉によって、つい第三者のことをあれこれ話してしまい、結果として、身元調査に協力してしまう場合です。調査の目的をよく把握し、人権を侵害しないようにすることが大切です。

身元調査をめぐる現状

今日まで身元調査をなくす取り組みが行われてきた成果は、戸籍法の改正や公正採用選考の推進に見られます。しかし、近年行政書

For your happy life.

しあわせな明日のために

身元調査をなくそう

「身元調査をしない・させない・許さない」



人権啓発シリーズ

No.122

身元調査についてのQ&A

Q…人には知る権利があるので、何を調べても自由なのでは？

A…人権侵害や差別をする自由はありません。「知る権利」とは、公共性・社会性のある情報で、明らかにすることによって社会に役立つ情報を得ることができるとの権利のことです。

Q…親として、子どもの幸せを願って結婚相手の身元調査をすることがないといけないのか？

A…結婚は本人同士の合意により成立します。幸せかどうかは子ども自身が決めることです。子どもを思う親の気持ちも、身元調査の不当性や差別性を正当化するものではありません。

士や司法書士が、他人の戸籍謄本や住民票の写しを全国各地の市区町村から不正に取得し、興信所に渡して報酬を得ていたことが判明しています。高知県内でもこのような不正取得事件が発覚しています。また今年、須崎市でも匿名電話で被差別地区の存在の問い合わせがあるなど、部落差別につながる事象が発生しています。

人権交流センター

042・1420